

各地方農政局消費・安全部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿  
(ほか北海道宛て同趣旨の通知を发出)

消費・安全局植物防疫課長

# 令和 7 年の水稻生産における斑点米カメムシ類防除の徹底について

先般、7 月 31 日に農林水産省渇水・高温対策本部が開催され、小泉農林水産大臣より、「8 月は高温や斑点米カメムシ類による被害防止に向け重要な時期であり、地方公共団体等とも連携して、被害防止に向けた技術指導や防除の徹底を図る」よう指示があったところです。

本年のカメムシ類の発生量増加の可能性に鑑みて、「令和 7 年の農業生産におけるカメムシ類防除について」(令和 7 年 6 月 6 日 7 消安第 1656 号植物防疫課長通知)により、カメムシ類による被害の軽減のため、必要な対策を重点的に取り組むよう通知したところですが、本年は 7 月末までに 29 道府県から延べ 36 件の注意報が発表され、昨年同時期の注意報発表件数(7 月末時点で 24 道府県から延べ 29 件)を超えている状況です。

気象庁の 3 か月(8 月～10 月)予報(令和 7 年 7 月 22 日発表)によれば、向こう 3 か月の気温は引き続き高い見込みとなっており、梅雨期以降の少雨傾向により、斑点米カメムシ類が活発に活動し、被害が増加するおそれがあります。

ついては、これらのことを踏まえ、貴職より貴局管内の都県に対し、斑点米カメムシ類による被害軽減に向けて、下記の防除対策等が確実に取り組まれるよう通知願います。

## 記

1. 都府県内又は近隣の都道府県での斑点米カメムシ類の発生及び発生予測状況に応じて、ほ場の見回り頻度を高めるとともに、農業者や JA(営農指導員)等から情報提供を求めるなど情報収集の取組をより一層強化すること。
2. 農業者等に対し、発生予察情報等を参考にしつつ、ほ場の観察をきめ細かく行い、ほ場内の発生状況を注視するとともに、普及指導部局とも連携し別紙の対策を徹底するよう防除指導を行うこと。  
また、生産現場では、地域の実情に応じた防除が確実に実施されているか確認するとともに、一斉防除を実施予定の地域に対し、現状の斑点米カメムシ類の発生状況及び水稻の生育状況を踏まえた適切な防除計画になっているかどうか点検を促し、必要に応じて防除計画に対して助言すること。

さらに、イネカメムシについては、不稔を発生させることや通常の斑点米カメムシ類と防除対策が異

なることを農業者等が把握していない場合があることから、イネカメムシの特性や防除対策について改めて周知徹底を図ること。

3. 管内での斑点米カメムシ類の防除資材について、都府県内の農業者団体や農薬卸業者等の関係者と密に連絡をとりつつ、地域内の資材の確保状況を把握するとともに、不足に関する情報を確認した場合には、代替農薬の利用等を指導すること。

4. 追加の薬剤防除を指導する場合には、産地の防除ニーズに応じることができるよう、下記の農林水産省ホームページも参考に、追加の薬剤防除を受け入れ可能な地域の防除事業者（農業支援サービスを提供する事業者を含む。以下同じ。）を確認し、農業者等からの相談に対応可能な体制を整えること。

（参考）農林水産省ホームページ：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/kamemusi.html>

5. 植物防疫課内に、防除資材の確保や防除事業者との調整に関わる相談窓口を設置したので、必要に応じて活用されたい。

連絡先：植物防疫課防疫対策室国内防除第2班 03-3502-3382

## 斑点米カメムシ類及びイネカメムシの防除対策

## 1. 斑点米カメムシ類

- ・けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。出穂期直前の除草は、斑点米カメムシ類の水田への侵入を助長し被害を増加させるおそれがあるため、出穂 10 日前までに完了すること。なお、広域で地域一斉に除草すると効果が高い。
- ・水田内のノビエやイヌホタルイは、斑点米カメムシ類の増殖源となることから、確実に除草する。
- ・発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に薬剤散布を実施する。なお、地域の作型や斑点米カメムシ類の発生状況により異なるが、多くの地域では防除適期（出穂期～登熟期）の 2 回の薬剤散布が推奨されています。このことから、地域の実情に応じた防除を徹底し、さらに発生が多い場合には追加の薬剤散布を実施する。
- ・カスミカメムシ類は、当熟後期に割れ粳を加害し、斑点米を生じさせることから、割れ粳が多発する年や割れ粳が発生しやすい品種では、防除対策を徹底する。

## 2. イネカメムシ

- ・イネカメムシは、他の主要な斑点米カメムシ類と異なり、穂揃い期以降ではなく出穂期に防除を行うことが重要である。過去からイネカメムシの発生が多く、被害が懸念される地域は、出穂期の防除を計画的に実施する。また、それ以外の地域でも、本年の発生量が例年に比べて多い場合には、出穂期の臨機防除を実施する。なお、粒剤の場合は処理を数日早める。
- ・イネカメムシは、斑点米も生じさせることから、発生が多い場合は、斑点米の発生を防止するため出穂期以降の 2 回目防除を実施する。
- ・イネカメムシの多くは、昼間は株元に潜んでいることから、無人ヘリコプターやドローンでの薬剤散布の際は、株元まで薬剤が十分に届くように、通常より高度を下げつつ、速度を調整することを心がける。
- ・イネカメムシは、稲を好んで加害するため、防除が行われていないほ場（飼料用米ほ場等）、周囲より出穂が早い品種又は遅い品種のほ場は、集中加害を受けるおそれがあることから、これらのほ場は特に発生に注意する。
- ・一部地域では薬剤抵抗性個体が確認されていることから、発生予察情報等を参考に、同一系統の薬剤の連用は避け、ローテーション散布を実施する。